

## 2 労働基準法成立と改正の経緯

年（元号）	労働基準法 成立と改正の経緯	
1947 （昭22）	成立	労働基準法（法律第49号）成立（1947. 4. 7） ・昭和22年政令第170号「労働基準法の一部施行の件」にて、大部分が昭和22年9月1日から施行、残余の部分を昭和22年政令第227号により同年11月1日から施行された。
1948 （昭23）	婦人少年局長の権限規定を追加	（昭23. 8. 31改正） 労働省設置（昭22.9.1）に伴い、婦人少年局の設置に関連して労働基準法に第100条の2を設け、婦人少年局長が労働基準法中の女子及び年少者に特殊な規定の制定、改廃、解釈等に関する事項を司ることが定められた。（旧労働省設置法附則第15条）
1949 （昭24）	鉱山保安の適用除外	（昭24. 5. 16改正） 鉱山保安法の制定に伴い、労働基準法に第55条の2を追加し、「労働基準法第5章（安全衛生）の規定は鉱山保安法に規定する鉱山における保安（衛生に関する通気及び災害時の救護を含む。）については、適用しない」こととされた。
	国家行政組織法の制定に伴う改正	（昭24. 5. 31改正） ・労働基準委員会の各種委員会の名称が「審議会」に改められた。（国家行政組織法第3条関連改正） ・労働基準法第97条中の職員の定員についての定めが削除された。（国家行政組織法によって職員の定員は行政機関職員定員法をもって定めるとされたことに伴う改正）
1950 （昭25）		（昭25. 12. 20改正） ・労働基準法第8条第3号中の「鉱業、砂鉱業」が「鉱業」と改められた。（鉱業法の改正に伴う措置）
1952 （昭27）		（昭27. 7. 31改正） 昭和27年には、中央労働基準審議会（昭27.3.5）において公労使三者の全員の意見が一致した労基法改正答申に基づく

		<p>改正が行われている。</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貯蓄金管理の認可制を届出制に改めた。(18 条)</li> <li>・危険有害でない仮設建設物の設置変更届の廃止。(54 条)</li> <li>・貯蓄金管理、賃金の一部控除、年次有給休暇に対する賃金について、労使協定による制限方式を取り入れた。(18, 24, 39 条)</li> <li>・16 歳以上の年少者のうち男子に限り坑内作業の技能者養成を認めることとされた。(70 条)</li> <li>・女子の時間外労働について、決算のための書類の作成、計算、棚卸し等の場合に限り、1 週 6 時間の枠を 2 週 12 時間の枠とした。(61 条但書)</li> <li>・女子の深夜業の禁止の例外業務として、中央労働基準審議会の議を経て命令で定める女子の健康及び福祉に有害でない業務を加えたこと。(62 条 4 項)</li> <li>・労働大臣又は都道府県労働基準局長の労使に対する援助義務を規定した。(105 条の 2)</li> <li>・休業補償のスライド制を導入した。(76 条)</li> </ul>
1954 (昭29)		<p>[昭29. 6. 10 改正]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇入れ時及び定期健康診断について、一定の事業において歯科医師による健康診断をあわせて行わせるよう労働基準法第 52 条が改正された。(54 条、120 条の字句修正を伴う。)</li> </ul>
1956 (昭31)		<p>[昭31. 6. 4 改正]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者災害補償審査委員会を労働者災害補償保険審査官に改める。(85 条、86 条等) (労働保険審査官及び労働保険審査会法の施行に伴う改正)</li> </ul>
1958 (昭33)	職業訓練法の制定に伴う改正	<p>[昭33. 5. 2 改正]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技能者養成の教習方法、使用者資格等の職業訓練に関する規定を命令で定めるとしていた労働基準法第 70 条第 1 項を削除。</li> <li>・技能者養成を受ける労働者について、契約期間、危険有害業務の就業制限等に関する規定について命令で別段の定めをすることができるとしていた部分を「職業訓練法に基づく認定職業訓練を受ける労働者について別段の定めができる」と</li> </ul>